

東京都市計画土地区画整理事業の決定（江戸川区決定）

都市計画土地区画整理事業南小岩七丁目土地区画整理事業を次のように決定する。 H27.12.21 江戸川区告示第 688 号

名 称		南小岩七丁目土地区画整理事業		
面 積		約 4 . 9 ha		
公共施設の配置	道 路	種 別	名 称	規 模
		幹線街路	補助線街路 第 2 8 5 号線	別に都市計画において定めるとおりとする。
		区画街路	江戸川区画街路 第 2 6 号線	
	区画道路は、幅員 6 mを基本とし、幅員 5 ～ 1 0 mを配置する。			
	公園及び緑地	駅前商業の地域性に配慮するとともに、高度利用した建築物の公共空地や、地区周辺の公園を活かした公園配置とする。		
宅地の整備		商業、住宅等の複合的な土地利用を図る。 なお、駅周辺は大街区化を図り、高度利用を促進する。		

「施行区域は、計画図表示のとおり」

理 由

土地区画整理事業と市街地再開発事業の一体的施行により、駅前に相応しい賑わいの創出と公共施設の整備改善を行い、防災性や利便性を高めるとともに良好な住環境整備を図るため、土地区画整理事業を決定するものである。